

デマンドタクシー運賃等について

運賃（料金）の種類、額及び適用方法

1 運賃の種類及び額

(1) 普通旅客運賃

均一運賃 大人 300円
子ども 100円

(2) 回数旅客運賃

販売額	券片の合計	券種	枚数	割引率	備考
1,000円	1,100円	100円	11枚	9.09%	
3,000円	3,300円	300円	11枚	9.09%	

(3) 旅客割引の対象と運賃

- (ア) 身体障がい者割引：100円
- (イ) 知的障がい者割引：100円
- (ウ) 精神障がい者割引：100円
- (エ) 児童福祉法の適用を受けているものに対する割引：100円
- (オ) 上記（ア）～（エ）の割引適用者1人に対し介護人又は付添人1人までを割引対象とする：200円

2 運賃の適用方法

(1) この運賃は甘楽町デマンドタクシーを運行する場合に適用する。

(2) 大人運賃と子ども運賃の区分は次に掲げる区分による。

大人運賃：中学校卒業以上の者

子ども運賃：中学生以下の者

※ただし、未就学児は、無料とする。

(3) 旅客運賃の割引の種類別適用方法は、次のとおりとする。

(ア) 身体障害者に対する割引

身体障害者割引運賃を適用する旅客は、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項（昭和48年9月27日厚生事務次官通達）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(エ) 児童福祉法の適用を受けている者に対する割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条・第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者

(オ) 上記（ア）～（エ）の介護人、付添人は、受託事業者において介護又は付添を必要と認めた場合とする。

(オ) 旅客運賃割引では、2つ以上の割引条件に該当する場合には、同一乗車について重複して運賃の割引を行わない。